

【国立市町界町名整理に関する基本方針：平成2年4月1日】

実施細目：地番の付設方法に関する基本指針

- 第1. 新たに町名地番整理を実施する場合の地番付設の起点となる土地（以下「起点地」という。）は、原則として各町丁の北西の角とする。
ただし、各町丁における特性から北西の角とすることが不合理と考えられる場合にはこの限りでない。
- 第2. 新たに町名地番整理を実施する場合の各町丁の地番は、原則として起点地から東西折り返し方式で付設するものとする。
ただし、各町丁における形状等を考慮し、東西折り返し方式が不合理と考えられる場合には、南北折り返し方式又は時計回り周回方式により付設することができる。
- 第3. 町名を変更しないで町丁の一部区域に新たな地番を追加付設する場合には、地番追加付設区域の形状や地番数の多少を考慮し、原則として既存区域の地番付設方法に準じて地番を追加付設するものとする。
ただし、既存区域の地番付設方法により難い特別の事由がある場合にはこの限りでない。
- 第4. 町名地番整理が完了している区域の編入等を行う場合の起点地設定及び地番付設方法については、別途協議する。